

〈共同研究〉

「デジタル時代における消費者法の展開」

ドイツ不正競争防止法の意義と条文訳（2020年改正版）

中田邦博*・カライスコス アントニオス**・古谷貴之***

I ドイツ不正競争防止法の意義

本稿は、ドイツ不正競争防止法（Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb；以下では、「UWG」と略する）¹⁾の実体法部分の訳出を試みたものである。同法の目的は、競争事業者、消費者その他の市場参加者を不正な取引行為から保護し、同時に、健全な競争に関する公共の利益を保護することにある。

UWG は、1896年に競争事業者間の公正競争ルールとして制定されたものであるが、その後、経済社会の変化に対応しつつ、判例法の展開によって消費者保護の目的が付加され、数次の改正を経て、現在では消費者法としての役割を果たすものとして位置づけられている。日本の不正競争防止法が事業者間の公正競争ルールのパラダイムに依然としてとどまっているのに対して、ドイツでのこうした発展は、日本のそれとは大きく異なっており、その対比は興味深いところである²⁾。

ドイツでの近年の UWG の改正は、EU 域内市場における公正な競争の確保と消費者保護の要請の受け皿として、EU 法の国内法化を図ることを目的として行われてきた。これらの法改正の意義については日本でもすでに紹介されているところであるが、その嚆矢となったのは、EU 不公正取引方法指令 2005/29/EC³⁾を先取りし、それを主導する目的を持って実現した2004年の UWG 全面改正⁴⁾であった。さらに、同指令の国内法化のために行われた UWG 改正（2008年⁵⁾・2009年⁶⁾・2015年改正⁷⁾）も重要である。近時の新たな法改正として2020年には、「テレメディア法その他の法律の変更に関する法律⁸⁾」（2020年11月19日成立）および「公正な競争を強化するための法律⁹⁾」（2020年11月26日成立）により、不正な取引行為を行う者に対する妨害排除請求や差止請求について、その行使主体や請求権の濫用的行使の禁止に関する規定が新設された（UWG 第 8a 条、第 8b 条および第 8c 条¹⁰⁾）。

本稿は、このような UWG の現代的展開を踏まえて、2021年5月時点における最新版（2020年改正反映版）の UWG の実体法部分（第1章および第2章：第1条から第11条まで）を訳出した¹¹⁾。UWG の条文の邦訳自体は、これまでもその改正のたびに試みられてきたが、近年矢継ぎ早に行われたドイツでの国内法化作業を反映したものはないように思われる。UWG の条文を知ることが同法の内容を理解するために不可欠であり、それは比較法的な検討を必要とする日本での立法作業にも有益なものとなる。UWG の近時の改正は、主に EU 不公正取引方法指令の国内法化作業として行われており、ドイツ法の

* 龍谷大学法学部 教授

** 京都大学大学院法学研究科 准教授

*** 京都産業大学法学部 准教授

文脈において EU 法をより深く理解することにもつながる。このように、UWG の邦訳は、ドイツ法および EU 法の理解を深めるという点でも重要性をもつものといえよう。

そこで、以前に不正取引方法指令の紹介および翻訳を行った中田、カライスコス、古谷の 3 名で相談し、同指令についてのこれまでの研究作業の延長として今回の UWG の翻訳作業を行うことにした。中田が提供した訳に古谷が改正法部分の訳を加えて、それをたたき台として内容について 3 名で議論をし、個々の条文訳について必要な修正を行った。この作業により、様々な観点から検討を行うことができたと考えているが、なお不十分なところが残されているかもしれない。さらに、本稿での翻訳は、UWG 全体を対象としていないこと、また、本稿の執筆時期との関係で、後述する 2021 年の UWG 改正を取り込むことができなかったという点で、いずれにせよ中間的な報告として提供するものとなる。この点については、今後も作業を継続し検討を深めることをお約束して、ご容赦を請う次第である。

ごく最近（2021 年 6 月段階）の UWG 改正に関連する動きとして、EU 現代化指令¹²⁾による不正取引方法指令等の改正内容を国内法に転換することを目的とした法律¹³⁾が成立したことを指摘しておきたい。この法律では、消費者の権利保護の実効化を図るという観点から、不正な取引行為によって生じた損害の賠償を請求する権利を消費者個人に与える規定が創設されており、またオンライン・プラットフォームに関連する多くの規定が新設されている。同法に基づく UWG 改正の内容については、後日改めて紹介する機会を得ることにしたい。

最後に、翻訳作業にあたって、宗田貴行教授（獨協大学）からご教示を得たこと、また鹿野菜穂子教授（慶應義塾大学）をはじめとしてヨーロッパ消費者法研究会のメンバーからも有益な助言を頂戴したことについて、この場を借りて、お礼申し上げる。

II ドイツ不正競争防止法の翻訳

第 1 章

総 則

第 1 条 目的

この法律は、競争事業者、消費者その他の市場参加者を不正な取引行為から保護することを目的とする。同時に、この法律は、健全な競争に関する公共の利益を保護する。

第 2 条 定義

第 1 項 この法律で用いる用語の定義は、次のとおりである。

- 1 「取引行為」とは、自己又は第三者である事業者の利益のために、取引の締結前、締結時又は締結後に行なわれるものであって、商品若しくは役務の販売若しくは購入の促進又は商品若しくは役務に関する契約の締結若しくは履行に客観的に関連する行為をいう。商品是不動産を含み、役務は権利及び義務を含む。
- 2 「市場参加者」とは、競争事業者及び消費者に加えて、商品又は役務の供給者又は需要者として行為する者をいう。
- 3 「競争事業者」とは、商品又は役務の供給者又は需要者として、1 人又は数人の事業者と具体的な競争関係にある事業者をいう。
- 4 「通信」とは、公衆が利用できる電子通信役務を通じて有限数の参加者間で交換又は伝達される情報をいう。ラジオ放送サービスの一部として電子通信網を通じて公衆に伝達される情報は、これを受信する識別可能な参加者又は利用者に関連付けられない限り、「通信」には含まれない。

- 5 「自主行動規準」とは、事業者が、業界において又は個別の取引行為に関して遵守することを約した取決め又は規約であって、法律又は行政規定によってその遵守が求められないものをいう。
 - 6 「事業者」とは、自己の事業、手工業若しくは専門職に関する行動の範囲において取引行為を行う自然人又は法人、及び、その者の名で又はその者に代わって行為する者をいう。
 - 7 「事業者としての注意」とは、事業者が、消費者に対する行動領域において、信義誠実に従い、適正な市場慣行を考慮した上で遵守することを合理的に期待できる専門的知識及び注意の基準をいう。
 - 8 「消費者の経済的行動に重大な影響を与えること」とは、消費者が情報を得た上で決定する能力に軽微でない影響を及ぼし、これによって消費者にその影響がなければ行わなかったであろう取引上の決定をさせるために、取引行為を行うことをいう。
 - 9 「取引上の決定」とは、消費者その他の市場参加者が、取引を行うか、代金を支払うか、商品若しくは役務を受領若しくは放棄するか、商品若しくは役務に関連する契約上の権利を行使するか、又はこれらをどのように若しくはいかなる条件において行うかについて決定することをいう。[この場合、] 消費者その他の市場参加者が行為することを決定したかどうかを問わない。
- 第2項 消費者の概念については、民法第13条¹⁴⁾の規定を準用する。

第3条 不正な取引行為の禁止

- 第1項 不正な取引行為は、許容されない。
- 第2項 消費者に対して向けられ、又は行われた取引行為は、事業者としての注意に合致せず、かつ、消費者の経済行動に重大な影響を及ぼすときは、不正である。
- 第3項 この法律の付表に定める消費者に対する取引行為は、常に許容されない。
- 第4項 消費者に対する取引行為は、平均的な消費者、又は、特定の消費者集団に対して行われる場合には、その集団の平均的構成員の立場から評価する。事業者において、取引行為が、明確に特定できる消費者集団のみの経済行動に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ、その消費者集団が、精神的若しくは身体的な障がい、年齢又は軽信性を理由として、取引行為又は対象である商品若しくは役務について特に保護を要することを予見することができる場合は、取引行為は、その集団の平均的構成員の立場から評価する。

第3a条 法違反

法律の規定に違反した者は、その規定が市場参加者の利益のために市場行動を規律する目的を有するものであり、かつ、その違反行為が消費者その他の市場参加者又は競争事業者の利益に軽微でない影響を及ぼすときは、不正に行為したものとする。

第4条 競争事業者の保護

次の各号に該当することを行なった者は、不正に行為したものとする。

- 1 競争事業者の標識、商品、役務、活動又は人的若しくは取引的關係を誹謗又は中傷すること。
- 2 競争事業者の商品、役務若しくは事業について又は事業者若しくは経営陣について事業の運営又は事業者の信用を損なう事実を、その事実が真実であることを証明できないにもかかわらず、告知又は流布すること。[これに対して] 通知が機密であり、かつ、通知者又は受

領者がその通知について正当な利益を有するときは、事実が真実に反して告知又は流布された場合にのみ、行為は不正となる。

- 3 次に掲げる場合に、競争事業者の商品又は役務を模倣した商品又は役務を提供すること。
 - a) 営業上の由来について、回避することができる誤認を購入者に生じさせる場合
 - b) 模倣された商品又は役務の評価を不当に利用又は毀損する場合
 - c) 模倣に必要な知識又は文書を不当に取得する場合
- 4 特定の競争事業者を妨害すること。

第4a条 攻撃的取引行為

第1項 消費者その他の市場参加者に対して攻撃的取引行為を行い、これがなければ行わなかったであろう取引上の決定をさせた者は、不正に行為したものとする。取引行為は、当該の事案において、すべての事情を考慮して、消費者その他の市場参加者の決定の自由を、次に掲げる方法によって相当程度阻害したときは、攻撃的であるものとする。

- 1 困惑行為
- 2 強制（有形力の行使を含む。）
- 3 不当な影響

不当な影響は、事業者が、消費者その他の市場参加者の情報を得た上で決定を行うための能力を相当程度制限する方法で、その者に対する力関係を圧力（有形力の行使又は行使することの威嚇がない場合を含む。）を行使するために利用した場合に存在する。

第2項 取引行為が、第1項第2文の意味において攻撃的であるかどうかを判断するには、次に掲げる事項を考慮する。

- 1 その行為の時期、場所、態様又は期間
- 2 威嚇的又は中傷的な表現又は行為態様を用いたこと。
- 3 消費者その他の市場参加者の判断能力に影響を及ぼす具体的な不運又は事情を、その決定に影響を及ぼすために意図的に利用したこと。
- 4 事業者が、負担となり、又は均衡を欠く、契約によらない支障を設けることによって、消費者その他の市場参加者の契約上の権利（契約を解消する権利又は他の商品に取り換え、他の役務若しくは事業者に変更する権利を含む。）の行使を妨げようとしたこと。
- 5 法的に許容されない行為による威嚇

第3号により考慮されるべき事情には、とりわけ、消費者の精神的及び身体的な障がい、年齢、取引上の経験不足、軽信性、不安及び窮迫状態が含まれる。

第5条 誤認惹起的取引行為

第1項 消費者その他の市場参加者に対して、これがなければ行わなかったであろう取引上の決定をさせることになる誤認惹起的取引行為を行った者は、不正に行為したものとする。取引行為は、虚偽の表示又は次に掲げる事情に関する他の欺瞞的な表示を含む場合に、誤認惹起的であるものとする。

- 1 商品又は役務の主たる特徴、入手可能性、種類、仕様、利点、リスク、構成、付属品、製造、引渡し若しくは提供の方法若しくは時期、目的への適合性、使用方法、量、性質、顧客サービス及び苦情処理手続、地理的な若しくは営業上の由来、使用によって期待される結果又は商品若しくは役務について実施した試験の結果若しくは重要な項目等
- 2 販売の条件（特別に有利な価格での提供、価格若しくはこれを算定する方法、又は商品の

引渡し若しくは役務提供に関する条件)

- 3 事業者の法人格、特性又は権利（身元、知的財産権を含む資産、責任の範囲、権限、地位、許認可、会員資格又は提携関係、受賞又は受勲、取引行為の動機又は販売形態）
 - 4 直接的又は間接的な後援又は事業者の許認可、商品若しくは役務に関する表示又は記号
 - 5 サービス、部品、交換又は修理の必要性
 - 6 事業者が拘束されることを示した自主行動規準の遵守
 - 7 消費者の権利、とりわけ、保証約束に基づく権利又は給付障害の場合の瑕疵担保に基づく権利
- 第2項 取引行為は、比較広告を含む商品又は役務の販売促進行為に関連して、他の商品若しくは役務又は他の競争事業者の商標その他の標識との混同の危険を生じさせた場合にも、誤認惹起的であるものとする。
- 第3項 第1項第2文の意味における表示は、比較広告における表示、並びに、そのような表示に代替することを目的とし、かつ、これに適した図を用いた表現その他の催しを含む。
- 第4項 価格の引下げの広告は、その価格が不当に短い期間しか提示されなかったときは、誤認を生じさせたものと推定する。価格の提示の有無及びその提示期間について争いがあるときは、価格の引下げを広告した者が証明責任を負う。

第5a条 不作為による誤認惹起

- 第1項 事実の不告知が誤認を生じさせたかどうかを評価する場合には、特に取引通念に基づく取引上の決定に対する重要性、及び、不告知によって生じた決定への影響を考慮する。
- 第2項 特定の事案において、すべての事情を考慮して、消費者に対して次の各号に掲げる重要な情報を提供しなかった者は、不正に行為したものとする。
- 1 消費者が情報を得た上で取引上の決定を行うために、その状況に応じて必要となる情報
 - 2 これが提供されていれば行わなかったであろう取引上の決定を消費者にさせる可能性がある情報
- 次に掲げる場合にも、情報を提供しなかったものとする。
- 1 重要な情報を隠匿したとき。
 - 2 重要な情報を不明確で、分かりにくく、又は多義的な方法で提供したとき。
 - 3 重要な情報を適切ではない時期に提供したとき。
- 第3項 商品又は役務が、その主たる特徴及び価格を示した上で、利用される通信手段に適した方法で、平均的消費者が取引を行うことができるように提供されるときは、次の各号に掲げる情報は、これが状況から直接的に明らかになるものではない限りにおいて、第2項の意味において重要であるものとみなす。
- 1 利用される通信手段に適した範囲での、商品又は役務に関するすべての重要な特徴
 - 2 事業者の身元及び住所、並びに、事業者が他の事業者のために行為をする場合には、その者の身元及び住所
 - 3 総価格、又は商品若しくは役務の性質上これを事前に算定できない場合においては、その算定方法、並びに、運送、引渡し、配送に関する費用が生じる場合にはその追加費用、又はこれを事前に算定できない場合においては、これが生じる可能性があるという事実
 - 4 支払、引渡し及び給付の条件並びに苦情処理の仕方が事業者としての注意の要求事項と異なる場合には、その内容
 - 5 解除権又は撤回権の存在

第4項 連合法上の規則に基づき、又は連合法上の指令を国内法化した法規定により、広告及びマーケティングを含む商用通信において消費者に提供しないことが許されない情報も、第2項の意味において重要であるものとみなす。

第5項 情報が提供されなかったかどうかを判断する場合には、次の各号に掲げる事情を考慮する。

- 1 取引行為のために選択された通信手段による空間的又は時間的な制限
- 2 第1号に基づく通信手段による以外の方法で消費者に情報を提供するために事業者が講じる措置

第6項 取引上の行為の営利目的を示さなかった者は、このことが諸事情から直接に明らかにならず、かつ、これによって消費者にこれがなければ行わなかったであろう取引上の決定をさせる場合には、不正に行為したものとする。

第6条 比較広告

第1項 比較広告とは、競争事業者又は競争事業者が提供する商品若しくは役務を直接又は間接に認識することができる広告をいう。

第2項 比較広告をした者は、その比較が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、不正に行為したものとする。

- 1 商品又は役務が同じ需要又は使用目的に関係するものでないとき。
- 2 この商品若しくは役務の重要な、関連する、実証可能な、典型的な1つ若しくは複数の特性又はその価格と客観的に関係しないとき。
- 3 取引において、広告主と競争事業者との関係で、若しくはこれらの者が提供する商品又は役務との関係で、又はこれらの者が用いる標識との関係で混同が生じるとき。
- 4 競争事業者が用いる標識の名声を不正に利用し、又は侵害するとき。
- 5 競争事業者の商品、役務、活動又は人的若しくは取引上の関係を誹謗し、又は中傷するとき。
- 6 ある商品又は役務が、保護されている標識の下で販売されている他の商品又は役務の類似品又は複製品として示されているとき。

第7条 受忍を要求できない迷惑行為

第1項 不当な方法で市場参加者に迷惑をかける取引行為は、許容されない。このことは、とりわけ、名宛人である市場参加者が望まないことが明らかである広告に該当する。

第2項 受忍を要求できない迷惑行為は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、常に許容されない。

- 1 第2号及び第3号に該当しない通信販売に適した商用通信手段を用いた広告であり、消費者がこれを望まないことが明らかであるにもかかわらず執拗に行われるもの。
- 2 消費者については、事前の同意を明確に得ないで行う電話による広告、又は、その他の市場参加者については、同意があることを全く推定することのできない電話による広告
- 3 名宛人の事前の同意を明確に得ないで、自動架電機器、ファクシミリ機又は電子メールを用いて行う広告
- 4 次に掲げるいずれかに該当する場合における通信による広告
 - a) 通信を委託した送信者の身元が偽られ、又は秘匿される場合
 - b) テレメディア法第6条第1項に違反する場合又は同規定に違反するウェブサイトの

呼び出しを受信者が要求される場合

- c) 受信者が、基本料金表による通信費用以外の費用を課されることなく、通信の停止を要求することができる有効なアドレスが記載されていない場合

第3項 電子メールを用いた広告は、第2項第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、受忍を要求できない迷惑行為とはならない。

- 1 事業者が商品又は役務の販売に関して顧客から電子メールアドレスを受け取ったとき。
- 2 事業者が自己の同種の商品又は役務に関するダイレクト広告のために顧客のアドレスを利用するとき。
- 3 顧客が「電子メールの」利用に異議を述べなかったとき。
- 4 顧客のアドレスが収集され、及び利用される際に、その利用に対して、基本料金表による通信費用以外の費用を課されることなく、いつでも異議を述べることができることが、顧客に明白かつ一義的に示されているとき。

第2章 法的効果

第8条 （妨害排除及び差止め）

第1項 第3条又は第7条により許容されない取引行為を行った者に対しては、妨害の排除を請求し、又は反復の危険がある場合には差止めを請求することができる。差止請求権は、第3条又は第7条の規定に違反する行為のおそれがある場合にも発生する。

第2項 事業における違反行為が従業員又は代理人によって行われるときは、事業主に対しても差止め又は妨害の排除を請求することができる。

第3項 第1項に基づく請求権は、次の各号に掲げる者が行使することができる。

- 1 すべての競争事業者
- 2 営業上又は自営業上の利益を促進する権利能力のある団体。ただし、その団体に同一市場で同種又は類似の商品若しくは役務を販売する事業者の相当数が所属し、その団体が特にその人的、物的及び金銭的な資源に基づいて、営業上又は自営業上の利益を追求する定款上の目的を現実果たすことができ、かつ、違反行為がその団体の構成員の利益に抵触する場合に限られる。
- 3 差止訴訟法第4条に定める適格団体のリスト又は消費者の利益保護のための差止訴訟に関する2009年4月23日の欧州議会及び欧州理事会指令2009/22/EG第4条第3項に定める欧州委員会のリストに登録されていることを証明した適格団体
- 4 商業会議所、工業会議所又は手工業会議所

第4項 第3項第2号及び第3号の団体は、登録の効力が停止されている間は、これらの請求権を行使することができない。

第5項 差止訴訟法第13条は、同条第1項及び第3項第2文の請求権を、この規定に基づく請求権に置き換えて準用する。その他の点については、差止訴訟法は、同法第4e条に該当しない限り、適用しない。

第8a条 規則（EU）2019/1150に違反した場合における請求権者

第8条第1項の請求権は、オンライン仲介サービスのビジネス・ユーザーのための公正性及び透明性の促進に関する2019年6月20日の欧州議会及び理事会規則（EU）2019/1150（ABl. L 186 vom 11.7.2019, S. 57）に対する違反については、第8条第3項の規定にかかわらず、規則

(EU) 2019/1150第14条第3項及び第4項に定める要件を満たす団体、組織及び公的機関が行使することができる。

第8b条 適格経済団体のリスト

第1項 連邦司法省は、適格経済団体のリストを管理し、ウェブサイトで最新版を適宜公表する。

第2項 営業上若しくは自営業上の利益を追求し、又は促進し、並びに、公正な競争の問題に関して助言をし、又は情報を提供する定款上の目的を有する権利能力のある団体は、次の各号に掲げる事項のすべてを満たす場合において、申請に基づいて、リストに登録される。

- 1 75人以上の構成員があること。
- 2 申請時に1年以上定款上の目的を遂行していること。
- 3 従来の活動並びにその人的、物的及び金銭的な資源に基づいて、次の事項が認められること。
 - a) 定款上の目的を将来も継続して実効的かつ適切に果たすこと。
 - b) 警告又は違約罰から収益を得ることを主たる目的として請求権を行使しないこと。
- 4 その構成員が団体財産から利益を受けないこと、及び団体のために活動する者が不当に高額な報酬その他の利益によって優遇されないこと。

第3項 差止訴訟法第4条第3項及び第4項並びに第4a条から第4d条までの規定は、[第1項及び第2項の場合について] 準用する。

第8c条 請求権の濫用的行使の禁止；責任

第1項 第8条第1項に基づく請求権の行使は、一切の事情を考慮して濫用的であるときは、許容されない。

第2項 疑いがある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、濫用的な行使があるものと推定する。

- 1 請求権の行使が、主として、違反者に対しての権利追及のための出捐及び費用を求償し、又は違約罰の支払を求めることに向けられているとき。
- 2 競争事業者が警告によって同種の法規定に対する多数の違反を主張する場合において、その主張する違反の数が自己の取引活動の範囲に照して均衡のとれないものであるとき、又は競争事業者が裁判外若しくは裁判上の手続の経済的リスクを自ら負担しないとき。
- 3 競争事業者が警告の対象の価額を不当に高く設定するとき。
- 4 明らかに過度の違約罰が合意され、又は要求されるとき。
- 5 差止めによって提示された不作為義務が、警告された法違反の範囲を明らかに超えるものであるとき。
- 6 同一の機会に警告できた複数の違反行為について個別に警告するとき。
- 7 違反行為について複数の行為者が責任を負うにもかかわらず、その者に対する請求権が正当な理由なく同一の機会に行使されないとき。

第3項 請求権の相手方は、請求権が濫用的に行使された場合には、請求権者に対して、権利の防御に必要な費用の賠償を請求することができる。[この場合には、] これ以外の賠償を請求することを妨げない。

第9条 損害賠償

故意又は過失によって第3条又は第7条により許容されない取引行為を行った者は、競争事業者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。定期刊行物の責任者に対しては、故意によってその者が違反行為を行った場合に限り、損害の賠償を請求することができる。

第10条 利得剥奪

第1項 第8条第3項第2号から第4号までの規定に基づき差止請求権を行使する権限を有する者は、故意によって第3条又は第7条により許容されない取引行為を行い、かつ、これによって多数の購入者の損失において利得を受けた者に対して、その利得を国庫に納付することを請求することができる。

第2項 違反行為を理由として債務者が第三者又は国家に行った給付は、利得に充当する。債務者が、その給付を第1項の請求に応じた後に行った場合には、所轄の連邦機関は、納付された利得のうち、支払が証明された額について債務者に返還するものとする。

第3項 民法第428条から第430条までの規定は、複数の債権者により利得の請求が行われる場合について、準用する。

第4項 債権者は、所轄の連邦機関に、第1項に基づく請求権の行使を通知しなければならない。債権者は、請求権の行使のために必要な費用について、債務者から償還を受けることができないときに限り、所轄機関に求償することができる。この求償権は、国庫に納付された利得の額を限度とする。

第5項 第2項及び第4項に定める所轄機関は、連邦司法省とする。

第11条 時効

第1項 第8条、第9条及び第13条第3項に基づく請求権は、6箇月間行使しないときは、時効によって消滅する。

第2項 時効期間は、次に掲げる時から進行する。

- 1 請求権が発生し、かつ、
- 2 債権者が請求権を基礎づける事情及び債務者を知り、又は重大な過失がなければ知ることができた時

第3項 損害賠償請求権は、これが発生したことを知り、又は重過失によって知らなかったかを問わず発生した時から10年間行使しないときは、又は、遅くとも損害を生じさせた行為の時から30年間行使しないときは、時効によって消滅する。

第4項 その他の請求権は、これが発生したことを知り、又は重過失によって知らなかったかを問わず発生した時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

第3章

手続規定

(略)

第4章

刑罰及び行政制裁金規定

(略)

付表
(第3条第3項に関して)
(略)

注

- 1) 本稿で訳出の対象としたのは、2020年11月26日の法律 (BGBl. I S. 2568) 第1条によって改正された Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb in der Fassung der Bekanntmachung vom 3. März 2010 (BGBl. I S. 254) である。
- 2) この点について、中田邦博「ドイツ不正競争防止法の新たな展開—新 UWG について—」立命館法学298号 (2004年) 250頁を参照。
- 3) Directive 2005/29/EC of the European Parliament and of the Council of 11 May 2005 concerning unfair business-to-consumer commercial practices in the internal market and amending Council Directive 84/450/EEC, Directives 97/7/EC, 98/27/EC and 2002/65/EC of the European Parliament and of the Council and Regulation (EC) No 2006/2004 of the European Parliament and of the Council ('Unfair Commercial Practices Directive')。同指令の翻訳としては、中田邦博=カリスコス アントニオス (翻訳)「2005年5月11日の域内市場における事業者の消費者に対する不公正取引方法に関する欧州議会及び理事会指令 (2005/29/EC)」社会科学研究年報47号 (2016年) 195頁、中田邦博=カリスコス アントニオス=古谷貴之訳「2005年5月11日の域内市場における事業者の消費者に対する不公正取引方法に関する欧州議会及び理事会指令 (2005/29/EC)」中田邦博=若林三奈=潮見佳男=松岡久和『ヨーロッパ私法・消費者法の現代化と日本私法の展開』(日本評論社、2020年) (以下、[ヨーロッパ私法] とする) 212頁がある。
- 4) この2004年改正の経緯と意義については、中田・前掲注(2)を参照。2004年 UWG の翻訳として、宗田貴行「ドイツ新不正競争防止法 (翻訳)」奈良法学会雑誌17巻1=2号 (2004年) 193-206頁を参照。さらに、2016年 UWG については、その第2章 (法的効果)、第3章 (手続規定) および第4章 (刑罰・行政制裁金) の翻訳が宗田貴行『消費者団体訴訟の理論』(信山社、2021年) 615頁に掲載されている。
- 5) 2008年改正については、中田邦博「ドイツにおける広告規制—2008年 UWG 改正の意義」現代消費者法6号 (2010年) 41頁参照。
- 6) 2008年・2009年改正については、原田昌和「ドイツ不正競争防止法の最近の展開—2008年、2009年改正について—」現代消費者法7号 (2010年) 76頁を参照。
- 7) 2015年改正について、中田邦博「ドイツにおける広告規制と消費者—2015年 UWG 改正を踏まえて—」[ヨーロッパ私法] 593頁 ([初出] 現代消費者法32号 (2016年) 48頁)、アンスガー・オーリー (中田邦博=カリスコス アントニオス訳)「ドイツ不正競争防止法の現代的展開—2015年改正と仲介者責任」[ヨーロッパ私法] 352頁、カリスコス アントニオス『不公正な取引方法と私法理論—EU 法との比較法的考察』(法律文化社、2020年) 184頁を参照。
- 8) Gesetz zur Änderung des Telemediengesetzes und weiterer Gesetze vom 19.11.2020 (BGBl. I S. 2456)
- 9) Gesetz zur Stärkung des fairen Wettbewerbs vom 26.11.2020 (BGBl. I S. 2568)
- 10) この2020年改正法によって、UWG 第8条 (妨害排除及び差止め)、第8b条 (適格経済団体のリスト)、第8c条 (請求権の濫用的行使の禁止; 責任)、第12条 (仮の権利保護、公表権限、訴額の減額)、第13条 (警告; 差止義務; 責任)、第13a条 (違約罰)、第14条 (事物管轄、土地管轄; 法規命令授權)、第15a条 (公正な競争を強化するための法律に関する暫定規定)、第20条 (制裁金規定) の規定が改正された。
- 11) 本稿では UWG 第3章および第4章は訳出していない。これらの章の翻訳としては、宗田・前掲注(4)『消費者団体訴訟の理論』617頁がある。
- 12) 中田邦博=カリスコス アントニオス=古谷貴之「EUにおける現代化指令の意義と不公正取引方法指令の改正 (1) (2)」龍谷法学53巻2号 (2020年) 209頁、龍谷法学53巻3号 (2020年) 293頁、カリスコス アントニオス「現代化指令 (EU) 2019/2161による EU 消費者法の改正」消費者法ニュース126号 (2021年) 121頁。
- 13) 競争法及び営業法における消費者保護の強化のための法律 (Gesetz zur Stärkung des Verbraucherschutzes im Wettbewerbs- und Gewerbebereich vom 10. August 2021, BGBl. I Nr. 53)。
- 14) 民法第13条 (消費者)
 消費者とは、自然人であって、主として自己の事業上の行為若しくは独立した職業上の行為に帰することができない目的で法律行為を行う者をいう。